

第 1 回 違法なドローン飛行対策に関する検討会

警察庁説明資料

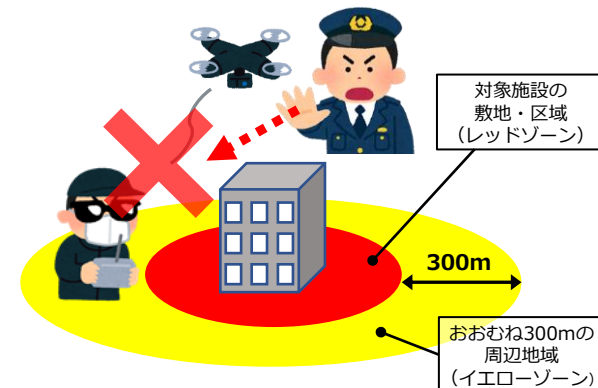
現行の小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行※¹を原則禁止※²

※1 ① **小型無人機**を飛行させること ② **特定航空用機器**を用いて人が飛行すること

〔無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人滑空機
無人回転翼航空機（ドローン等）、無人飛行船 等〕 〔気球、ハンググライダー、パラグライダー 等〕

※2 ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者による周辺地域上空の飛行
② 土地所有者等又はその同意を得た者による当該土地上空の飛行
③ 国又は地方公共団体の業務実施のために行う周辺地域上空の飛行
（対象防衛関係施設及び対象空港の敷地又は区域の上空における飛行については、①のみ適用除外）
→ 飛行の前に都道府県公安委員会（警察）等への**通報**が必要



対 象 施 設

① 国の重要な施設等

国政の中枢機能等の維持

- ・ 国会議事堂等〔衆議院議長・参議院議長指定〕
- ・ 内閣総理大臣官邸等〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 危機管理行政機関〔対象危機管理行政機関の長指定〕
- ・ 最高裁判所庁舎〔最高裁判所長官指定〕
- ・ 皇居・御所〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 政党事務所〔総務大臣指定〕

② 外国公館等

良好な国際関係の維持

- ・ 大使館等〔外務大臣指定〕
- ・ 外国要人の所在する場所〔外務大臣指定〕

③ 防衛関係施設

我が国を防衛するための基盤の維持

- ・ 自衛隊施設〔防衛大臣指定〕
- ・ 在日米軍施設〔防衛大臣指定〕

令和元年改正で追加

④ 空港

国民生活及び経済活動の基盤の維持

令和2年改正で追加

⑤ 原子力事業所

公共の安全の確保

違反に対する警察官等※³による命令・措置及び罰則

※3 海上保安官（海域）、皇宮護衛官（皇居・御所）、施設警護自衛官（防衛関係施設）及び空港管理者等（空港）も対処可能

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること（**措置命令**）が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の**必要な措置**をとることが可能
- レッドゾーン上空の飛行禁止又は措置命令に違反した場合は**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

対象施設周辺地域の範囲について

現行制度

- 国会議事堂、内閣総理大臣官邸、皇居、外国公館等、防衛関係施設、空港、原子力事業所等の対象施設周辺地域（対象施設の敷地又は区域（以下「レッドゾーン」という。）及びその周囲おおむね300m（※）の指定された地域（以下「イエローゾーン」という。））の上空における小型無人機等の飛行が禁止

※ イエローゾーンの範囲が「おおむね300m」とされた理由

法制定当時市販されていた主なドローンの映像伝送距離は、市街地の場合、200～300m程度であったことから、レッドゾーンに向けて飛行させる操縦者はレッドゾーン境界から300mの範囲内に所在している可能性が高いことを前提に、警察官等が操縦者を検索・発見し、措置命令を行うことができるようにするため

課題

- 現在市販されている主なドローンの映像伝送距離は500m～10km程度まで拡大しているほか、携帯電話網を利用して操縦するドローンであれば、当該携帯電話網エリア内全域における飛行が可能

⇒ イエローゾーンの範囲外からドローンを操縦し、レッドゾーンの上空を飛行させることが容易に可能となっており、警察官等が操縦者を検索・発見し、措置命令を行うことが困難

- 法制定当時市販されていた主なドローンの飛行速度が約50km/hであったのに対し、現在市販されている主なドローンの飛行速度は70～80km/h程度まで向上しているほか、海外製ドローンの一部機種では約150km/hの飛行が可能

⇒ 高速で飛行するドローンに対し、300mのイエローゾーンの範囲では、ジャミングガン等のドローン対処資機材を用いた対処に必要な時間的猶予を確保することが困難



ドローンの映像伝送距離や飛行速度等の性能向上を踏まえ、違法な小型無人機等の飛行への対処に必要な時間的猶予を確保する観点から、イエローゾーンの範囲について検討する必要

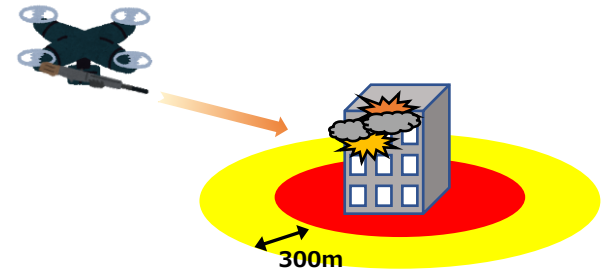
罰則について

現行制度

- レッドゾーンの上空で小型無人機等の飛行を行った者については、その事実のみをもって直ちに罰則適用
- イエローゾーンの上空で小型無人機等の飛行を行った者については、直罰規定が設けられておらず（※）、警察官等による措置命令に違反した場合に初めて罰則適用
- ※ **イエローゾーンの上空における飛行に対する直罰規定が設けられなかったことについて考えられる理由**
法制定当時市販されていた主なドローンの性能に基づけば、対象施設に対する具体的な危険は、爆発物等の投下や直接の衝突をはじめ、レッドゾーンの上空において基本的に生じるものであり、イエローゾーンの上空にとどまる限りにおいては、対象施設に実害を及ぼす直接的な危険性を有するとは認められなかったため

課題

- 法制定当時市販されていた主なドローンの最大積載重量が80g～5kg程度であったのに対し、現在市販されているドローンには、最大積載重量が30kgの機種も存在し、銃火器管制システム（※）を搭載することが可能
- ※ 海外で開発・販売されているドローンに搭載可能な銃火器管制システムによれば、スナイパーライフルをドローンに積載させた上、自動で照準を合わせて遠隔操作による狙撃を行うことが可能
- ⇒ レッドゾーンの上空を飛行せずとも、現行のイエローゾーンのはるか外側から対象施設に対する攻撃が可能
- ジャミングガン等のドローン対処資機材を用いた対処には一定の時間が必要となるため、イエローゾーンの範囲を拡大しても、その上空から直ちに対象施設に対する攻撃が可能なドローンに対処することは困難
- ⇒ イエローゾーンの上空における飛行による脅威に対し、罰則をもってその抑止を図る必要



イエローゾーンの上空からの対象施設に対する攻撃の可能性を踏まえ、その抑止を図るための罰則について検討する必要

対象施設について

1 外国要人が参加する重要国際会議の会場等

現行制度

- 外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、外国要人の所在する期間に限って、対象施設の一類型である「対象外国公館等」として外務大臣が指定可能である一方、その準備段階においては指定不可

課題

- パリ2024オリンピックの開会式前にフランス高速鉄道の複数路線で施設が損壊される事案が発生するなど、国際的に注目を集める大規模イベントに関連した不法事案が相次いで発生
 - ⇒ 国内外の要人が一堂に会する重要国際会議の開催に先立って、ドローンによる会場等への攻撃が行われるおそれ
- 重要国際会議の会場等が破壊されて中止となれば、我が国の信頼が失われ、良好な国際関係の維持に支障
 - ⇒ 重要国際会議の円滑な準備・運営のため、開催の一定期間前から会場等の安全確保に万全を期する必要

重要国際会議の準備・運営のために必要な期間における会場等の指定について検討する必要

2 国内要人が出席する行省会場等

現行制度

- 内閣総理大臣官邸をはじめとする国内要人の平素の居所が対象施設とされている一方、国内要人が出席する行省会場等の一時的な居所は対象施設として指定不可

課題

- 現職の内閣総理大臣及びその経験者を標的とした重大事件が相次いで発生するなど、厳しい警備情勢
 - ⇒ ドローンの性能が飛躍的に向上し、その脅威が高まっている中、平素の居所に加え、一時的な居所においても、国内要人の安全確保に万全を期する必要

国内要人が出席する行省会場等の追加について検討する必要

対象施設の安全の確保のための対策について

1 警察と対象施設管理者等との連携の在り方について

現行制度

- 警察官は、措置命令の相手方が現場にいないとき等は、やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置（以下「危害排除措置」という。）をとることが可能
- 危害排除措置の権限は、皇宮護衛官・海上保安官の職務執行について準用されるほか、対象防衛関係施設として指定された自衛隊の施設を職務上警護する自衛官及び対象空港として指定された施設の管理者等について、一定の限定を付した上で準用

課題

- 対象原子力事業所について、警察では、ドローン対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が24時間体制で警戒警備に当たっているところ、その敷地の広大さを踏まえ、また、イエローゾーンを拡大することとした場合も念頭に置いて、より迅速・的確・効果的な対処を行うための方策を検討する必要
 - ⇒ 原子力事業所への不審者の侵入対策として、警察官が、警戒じょうの携帯が認められている警備員と連携し、原子力事業者が設置したフェンスセンサー、サーチライト、監視カメラ等を活用しているのと同様に、違法なドローン飛行対策として、原子力事業者が整備するドローン対処資機材を活用することが有効
- 対象原子力事業所の一部の施設では、その職員等が法令の範囲内で対処することを想定し、自主的にドローン対処資機材の整備に向けた試験的運用を開始しているところ、正当防衛・緊急避難の成立要件は個別具体的に判断されるものであり、刑事上・民事上の責任追及を危惧して的確な対処が困難であるとの意見
 - ⇒ 危害排除措置の一環として、警察官が対象施設の管理者等に命じて必要な措置を行わせることも許容されるものと解されるが、現行の規定上、その旨が明記されていないため、当該措置が警察官の責任の下で行われるものか、正当防衛・緊急避難として自らの責任の下で行うものか、責任の所在が不明確

危害排除措置として、警察官等が対象施設の管理者等に必要な措置をとることを命ずることが含まれる旨を明確化することについて検討する必要

2 ドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策について

新たな技術を用いて飛行するドローンへの効果的な対処方策について検討する必要